

(平成22年7月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から48年3月まで

「ねんきん特別便」が届いて国民年金保険料の納付状況を確認したところ、納得のいかない未納期間が夫婦共にあったので、A市において開催された年金相談会の席上、納付記録を確認してもらったが、やはり申立期間の保険料の納付事実は確認できなかった。

結婚を契機に、国民年金に加入するようB市役所(当時)の国民年金専任徴収員から勧められ加入した。保険料は毎月、私が経営する会社の事務室において専任徴収員に支払っていたのに、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその妻は、申立期間以外の保険料をすべて納付していることから、納付意識は高かったことが認められる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年11月16日に申立人及びその妻、並びに申立人が経営する会社の従業員の一人と連番で払い出されていることが確認でき、この時点においては、申立期間のうち、46年10月から48年3月までの保険料は過年度納付が可能である。事実、申立人の妻は、「集金人に、未納分もその月の保険料と合わせて少しずつ払っていた。」としており、B市役所においては専任徴収員による過年度保険料の徴収が行われていたことを考慮すると、納付意識の高い申立人の妻が、過年度納付が可能であった46年10月から48年3月までの保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

2 しかしながら、申立期間のうち、昭和42年4月から46年9月までの保険料については、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出し時点では、時効により納付することができず、申立人の妻が「一括して納付した記憶も無い。」としていることから、特例納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から48年9月までの期間及び49年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から48年9月まで
② 昭和49年4月から同年12月まで

「ねんきん特別便」が届いて国民年金保険料の納付状況を確認したところ、納得のいかない未納期間が夫婦共にあったので、A市において開催された年金相談会の席上、納付記録を確認してもらったが、やはり申立期間の保険料の納付事実は確認できなかった。

結婚を契機に、国民年金に加入するようB市役所（当時）の国民年金専任徴収員から勧められ加入した。保険料は毎月、夫が経営する会社の事務室において専任徴収員に支払っていたのに、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、納付意識は高かったことが認められる。

また、申立人は、夫婦の保険料を一緒に専任徴収員の集金により納付していたとしているところ、B市役所（現在は、A市役所C支所）作成の国民年金保険料納付記録及び申立人夫婦が所持する国民年金手帳から、昭和48年10月から同年12月までの期間、50年3月から53年10月までの期間及び同年12月から58年2月までの期間の保険料納付日は、夫婦同一日であること、並びに申立期間②直前の3か月分の保険料を夫婦共に過年度納付していることを考慮すると、申立期間②は、短期間である上、申立人の夫の保険料は納付済みとなっており、納付意識の高い申立人が自身の保険料も合わせて納付していたものと考えるのが自然である。

- 2 申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年11月16日に申立人及びその夫、並びに申立人の夫が経営する会社の従業員の一人与連番で払い出されていることが確認でき、この時点においては、申立期間のうち、46年10月から48年9月までの保険料は現年度納付及び過年度納付が可能である。事実、申立人は、「集金人に、未納分もその月の保険料と合わせて少しずつ払っていた。」としており、B市役所においては専任徴収員による過年度保険料の徴収が行われていたことを考慮すると、納付意識の高い申立人が46年10月から48年9月までの保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

- 3 しかしながら、申立期間①のうち、昭和42年4月から46年9月までの保険料については、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出し時点では、時効により納付することができず、申立人は、「一括して納付した記憶も無い。」としていることから、特例納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。
また、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和46年10月から48年9月まで及び申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間については納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

私は、国民年金保険料の納付書が実家に送られてきたので、自身で10万円以上を一括納付した。申立期間以降の保険料が納付済みになっているのに、1か月だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間についてはすべて保険料を納付しており、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年4月ごろに払い出されたことが推認でき、この時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であり、事実、オンライン記録により申立期間直後の6か月分の保険料が過年度納付されたことが確認できる。

さらに、オンライン記録により、平成2年4月9日に申立人の資格取得日の訂正処理が行われたことが確認できるが、日本年金機構A事務センターは、「申立期間当時、当該訂正処理が行われた日の翌週月曜日に、納付可能な期間の過年度保険料に係る納付書が発行されたと思う。」と回答していることから、この時期に発行された納付書により申立人が申立期間を含め過年度保険料を一括して納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月から51年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

申立期間当時の国民年金保険料は、私の義母が家族の分をまとめて納付していた。申立期間においては、私の夫及び義母は保険料が納付済みとされているのに、自分の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は11か月と比較的短期間である上、申立人と同居していたその夫及び義母は、申立期間の保険料が納付済みとなっている。

また、申立期間当時、申立人家族の保険料を納付していたとする申立人の義母は、国民年金制度発足当初から60歳到達までの期間について保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったものと認められることから、納付意識の高い申立人の義母が、申立人の申立期間に係る保険料を納付したと考えるも不自然ではない。

さらに、申立人の夫の昭和45年7月から46年3月までの期間に係る納付記録が、未納から納付済みに記録訂正が行われたことを踏まえると、申立人についても行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月、同年5月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年8月から43年3月まで
② 昭和61年4月及び同年5月
③ 昭和61年12月

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

勤めていた会社を退職することになり、昭和41年7月ないし同年8月ごろ、A市役所又は同市役所B支所において、国民年金の加入手続を行った。

申立期間①の保険料は、C銀行D支店（当時）の私名義の口座から振替納付を行った。保険料額は月額6,500円だったと思う。申立期間②及び③の保険料は、市役所から送付された納付書によりE銀行（当時）に月額1万500円を納付した。当時、妻と一緒に保険料を納付していたのに申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③について、申立期間②は2か月、申立期間③は1か月とそれぞれ短期間である上、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間の保険料を昭和43年4月から20年以上にわたり納付しているなど、納付意識が高かったことが認められることから、納付済み期間の間の短期間の保険料を納付していたとしても不自然ではない。

2 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、昭和43年8月27日から同年10月1日までの間に払い出されたこ

とが推認でき、申立期間①の保険料は、この時点では過年度納付以外又は後年の特例納付以外では納付できないところ、申立人は、「口座振替で納付した。まとめて保険料を納付した記憶は無い。」とするなど、過年度納付又は特例納付をうかがわせる事情が見当たらない。

また、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年4月から同年6月まで

年金記録問題の報道を契機として、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私が昭和54年3月末に会社を退職した際、私の祖父は、厚生年金保険から国民年金への切替手続は期間を空けずすぐ行わなければならないと言って、A市役所（現在は、B市C区役所）において私の国民年金の加入手続を行ってくれた。申立期間の保険料は後日届いた納付書により、自分がD市農業協同組合E支所（現在は、F農業協同組合G支店）においてまとめて納付した。

私の祖父は、私を除く家族全員の保険料を納付するなど年金に対する意識が高い人だったので、私はそれを見習い、昭和54年5月*日の婚姻後も引き続き国民年金に任意加入し保険料を納めていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人と当時同居していたその祖父、父及び母は、国民年金制度発足当初から60歳までの国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、申立人及びその家族の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和54年4月9日に旧姓で払い出されていることが確認でき、申立人の婚姻前に納付書が発行されていたものと推認できる上、申立人が記憶する納付金額は、当時の保険料額とおおむね一致することから、申立内容には信憑性

が認められる。

加えて、申立人は、申立内容のとおり、婚姻後に転出先のB市において国民年金の任意加入手続を行い、昭和54年7月分の保険料から納付を始めていることを考慮すると、納付意識の高い申立人が婚姻前のA市において、申立期間の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和56年11月4日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額（11万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を11万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間②の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年11月4日から57年7月1日まで
② 昭和57年11月1日から58年3月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間①が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、昭和56年11月4日からA社に勤務しており、申立期間①における厚生年金保険料が控除されている給料支払明細書を保管しているので、申立期間①を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間①の申立てに当たって、再度給料支払明細書を確認したところ、申立期間②において標準報酬月額11万8,000円分相当の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる一方で、標準報酬月額の記録は11万円となっていることが分かったので、申立期間②の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された給料支払明細書から、申立人が申立期間①において、A社に勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人から提出された昭和56年11月の給料支払明細書から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間①当時の資料は現存していないが、納付したはずである。」と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、申立人から提出された給料支払明細書から、申立人は、申立期間②において、その主張する標準報酬月額(11万8,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が当該期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立期間②当時の資料は現存していないが、標準報酬月額11万8,000円に基づく厚生年金保険料を納付したはずである。」と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を納付する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間②に係る資格喪失日（昭和33年1月29日）及び資格取得日（昭和33年5月26日）に係る記録を取り消し、申立期間②の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月から28年9月19日まで
② 昭和33年1月29日から同年5月26日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、中学校卒業直後の昭和27年4月にA社に入社し、以後、勤務期間の空白無く、44年12月31日に退職するまで同社に継続して勤務した。

いずれの申立期間においても、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを記憶しているので、申立期間①及び②が厚生年金保険被保険者期間となっていないことに納得ができない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、オンライン記録では、申立人は、A社において昭和28年9月19日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、33年1月29日に同資格を喪失後、同年5月26日に同社において再度同資格を取得しており、申立期間②の被保険者記録が無い。

しかしながら、オンライン記録から、申立期間②当時、A社において厚生年金保険に加入していることが確認できる同僚4人はいずれも、「申立人は

申立期間②当時、A社において継続して勤務していた。」と証言しており、そのうち2人は、「申立期間②において、申立人の業務内容に変更は無かった。」と証言している。

また、申立人は、「申立期間②当時、A社において販売兼修理の業務に従事していた。」と申し立てているが、上記同僚のうち一人は、「申立人と同様の業務に従事していた。」と証言しているところ、オンライン記録によると、当該同僚は申立期間②当時、厚生年金保険加入記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②においてA社に引き続き勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和32年12月の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年1月から同年4月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①について、申立人は、「中学卒業直後の昭和27年4月にA社に入社した。」と申し立てているところ、オンライン記録から、A社において厚生年金保険に加入していることが確認できる同僚一人は、「申立人は、中学卒業後すぐにA社に入社したと思う。」と証言していることから、申立人は申立期間①当時、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、同社で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる8人の同僚に対して、同社への入社日を照会したところ、このうち5人が、同社において、厚生年金保険被保険者資格を取得する2か月から28か月前に同社に入社した旨を証言していることから、同社では、必ずしも採用と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、A社は既に廃業し、当時の事業主も亡くなっていることから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について

確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 6 月 1 日から 18 年 8 月 31 日まで

年金記録問題が話題となったため、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が当時の給与支給額と大きく違っていた。

入社から退職まで給与額に変動は無く、申立期間当時の給与支払明細書の一部を保管しているので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された平成 15 年 10 月、17 年 6 月から同年 8 月までの期間、同年 10 月から 18 年 2 月までの期間及び同年 4 月から同年 7 月までの期間の給与支払明細書において、A社から申立人に対して、月額 35 万円の給与が支払われ、標準報酬月額 32 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人は、「A社に入社してから、退職するまでの給与額に変動はなかった。」としているところ、オンライン記録から、申立人が厚生年金保険の

資格を取得した平成 12 年 10 月 2 日における標準報酬月額が 34 万円であることが確認できることから、申立人が同社に入社した当初から、申立人に対しては、上記給与支払明細書と同額程度の給与が支給され、その給与から、同額程度の保険料が控除されていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、32 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支払明細書において確認できる報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたり一致していない上、同社に係る平成 15 年、16 年及び 17 年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届において、事業主は、申立人の報酬月額を、いずれの年も 26 万 9,000 円で届け出たことが確認できることから、事業主は、実際の報酬月額を届け出ているものと認められる。その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和27年2月25日、資格喪失日に係る記録を同年4月1日とし、申立期間①の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を昭和30年3月1日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間④について、申立人は、申立期間④のうち、昭和31年8月1日から同年9月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における資格取得日に係る記録を昭和31年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年2月25日から同年4月1日まで
② 昭和29年8月30日から同年9月1日まで
③ 昭和29年9月30日から30年3月1日まで
④ 昭和31年7月30日から同年9月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A事業所に勤務していた申立期間①、C社D出張所に勤務していた申立期間②、B社に

勤務していた申立期間③及びC社に勤務していた申立期間④が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、昭和23年6月28日から52年9月30日までの期間、一貫してC社及び同社の関連事業所に勤務し、同社から給与をもらっていたので、申立期間①、②、③及び④を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、「C社は、E市FにあったG事業所と同市HにあったI事業所が合併してできた会社である。同社に勤務していた期間中、自分は、元々、I事業所があった場所で1か月ぐらい勤務したことがある。」としているところ、A事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、当該事業所の所在地は、「E市H」であることが確認できる上、当該被保険者名簿から、昭和27年2月25日に当該事業所において被保険者資格を取得していることが確認できる6人のうち、連絡の取れた1人は、「期間は不明だが、申立人はC社に勤務中、元々、I事業所があった場所で勤務していたことがある。」と証言している。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、上記6人は、申立人が同社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和27年2月25日と同日に、同社において被保険者資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①にA事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、オンライン記録から、申立人が申立期間①の前後の期間において、A事業所の関連事業所であるC社で厚生年金保険に加入していることが確認できるところ、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、昭和27年2月25日に同社における被保険者資格を喪失した際の標準報酬月額と、同年4月1日に被保険者資格を再取得した際の標準報酬月額がいずれも6,000円であることが確認できることから、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤ったとは考え難いことから、事業主から被保険者資格の取得及び喪失に係る届出が行われていないと認められる。したがって、社会保険事務所は、申立人に係る昭和27年2月及び同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間③について、オンライン記録から、申立人は、B社において、昭和29年9月1日から同年9月30日まで、厚生年金保険に加入していることが確認できるところ、申立人は、D地での勤務期間について、「時期は不明だが、長い勤務期間は2回あった。1回目は、何年だったかは不明だが、8月にJ地でK社の技術講習を受け、E地に帰らずに9月にD地に行った。翌年の3月ごろまで半年くらいD地で勤務していたと思う。」としており、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立人が、同社において、被保険者資格を取得した昭和29年9月1日と同日に、被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、申立人について、「半年ちょっとでE地に戻った。」と証言していることから、申立人が申立期間③において、同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人及び上記同僚から、申立人に係るB社における上記厚生年金保険被保険者期間と申立期間③との間で、申立人の勤務場所、業務内容、雇用形態に変化があったことをうかがわせる証言は得られなかった。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和29年9月の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

3 申立期間④のうち、昭和31年8月1日から同年9月1日までの期間について、雇用保険の記録から、申立人は、同年8月1日から52年9月29日まで、雇用保険に加入していることが確認できるところ、オンライン記録から、申立人は、31年9月1日から52年9月30日までの期間、C社において厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立人は、当該期間において、同社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人及びC社の代表取締役から、当該期間と同社における上記厚生年金保険被保険者期間との間で、申立人の勤務場所、業務内容、雇用形態に変化があったことをうかがわせる証言は得られなかった。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間④のうち、昭和31年8月1日から同年9月1日までの期間について厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間④の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和31年9月の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間④のうち昭和31年7月30日から同年8月1日までの期間について、申立人は、オンライン記録から、申立期間④前後の期間において、C社の関連事業所であるL社及びC社で厚生年金保険に加入していることが確認できることから、当該期間についても、L社又はC社で勤務していた可能性は否定できないものの、両事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も亡くなっていることから、当該期間における申立人の勤務実態が確認できない上、厚生年金保険の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、当該期間において、申立人が厚生年金保険の被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

4 申立期間②について、申立人は、オンライン記録から、申立期間②前後の期間において、C社D出張所及び同社の関連事業所であるB社で厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立期間②についても、C社D出張所又はB社で勤務していた可能性は否定できないものの、両事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も亡くなっていることから、申立期間②における申立人の勤務実態が確認できない。

また、C社D出張所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立人と同様に、同社において被保険者資格を昭和29年8月30日に喪失している者が、申立人を除き4人確認できるが、B社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、その4人はいずれも、申立人と同様に、同社において、同年9月1日に資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和52年2月1日から同年8月1日までの期間及び同年9月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額については、同年2月及び同年3月は11万8,000円、同年4月は13万4,000円、同年5月は14万2,000円、同年6月及び同年7月は13万4,000円、同年9月は11万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、昭和52年2月1日から同年8月1日までの期間及び同年9月1日から同年10月1日までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月1日から同年10月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社（現在は、B社）の勤務期間のうち、昭和52年1月から同年9月までの標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に基づく標準報酬月額と相違していることが分かった。

厚生年金保険料として、給料支払明細書に記載されている金額が控除されているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録では11万円と記録されているところ、申立人が保管する給料支払明細書から、申立人は、申立期間

において、標準報酬月額 14 万 2,000 円に相当する厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる一方、申立人の申立期間に係る報酬月額に基づく標準報酬月額は、14 万 2,000 円と同額かこれを下回る額であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち、昭和 52 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間及び同年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、同年 2 月及び同年 3 月は 11 万 8,000 円、同年 4 月は 13 万 4,000 円、同年 5 月は 14 万 2,000 円、同年 6 月及び同年 7 月は 13 万 4,000 円、同年 9 月は 11 万 8,000 円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行について、事業主は不明であると回答しているが、給料支払明細書において確認できる報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、実際の報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、昭和 52 年 2 月から同年 7 月までの期間及び同年 9 月の保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月及び同年 8 月については、上記給料支払明細書から、申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額かこれを下回る額であることが確認できることから、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B所における資格取得日に係る記録を昭和36年6月1日、資格喪失日に係る記録を同年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月1日から同年7月1日まで

会社を定年で辞めた際に、社会保険事務所(当時)へ年金記録の確認に行ったが、記録に空白期間があることが分かり、記録の訂正を求めたところ、当時は取り合ってもらえなかった。

その後、「ねんきん特別便」が届いた際も、「年金記録に問題は無い。」と回答した。

しかし、その後、A社に勤務していた当時の同僚と会う機会があり、互いの年金記録について会話をしていたところ、申立期間当時の同僚の一人にも、自分と同じ期間の空白期間があったが、第三者委員会に記録の訂正をあっせんしてもらったと聞き、改めて社会保険事務所に出向き、第三者委員会への申立ての手続を行った。

申立期間当時は、C社D所からA社に異動した時期で、年金記録に空白期間は無いはずである。申立期間中は、どこで勤務していたか定かではないが、調査して、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の社員台帳及び同社労務課の健保、厚保被保険者台帳の記録から、申立人が申立期間から継続して同社に勤務し(昭和36年7月1日A社B所から同社E所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社E所における昭和36年7月の社会保険事務所の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、書類が無いため不明としているものの、社会保険事務所の記録により、申立事業所において申立人と同様に厚生年金保険の被保険者期間の記録の無い者が14人存在することが確認できる上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ったとは考え難いことから、事業主から被保険者資格の得喪に係る届出は行われていないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B店における資格喪失日に係る記録を昭和50年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月28日から同年3月1日まで

退職に当たって、これまでの年金記録を社会保険事務所(当時)で確認したところ、昭和45年4月1日から50年2月28日まで在籍していたA社B店における、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が間違っているということが分かった。

A社C店の開業に伴い、同社B店から同社C店に、昭和50年3月1日に異動したので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社B店からの回答書から、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し(昭和50年3月1日にA社B店から同社C店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B店における昭和50年1月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は納付したと主張するが、事業主が資格喪失日を昭和50年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と記録することは考え難いことから、社会保険事務所の記録どおりの届出が

事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成17年8月4日、同年12月10日及び18年8月11日の標準賞与額に係る記録をそれぞれ、38万5,000円、36万1,000円及び38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月4日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年8月11日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社の勤務期間中に支給された3回分の賞与（平成17年8月分、同年12月分、18年8月分）に係る標準賞与額が記録されていないことが分かった。

当時の給与支払明細書は保管していないが、賞与は支給されており、厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準賞与額の記録の訂正を申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A社から提出された給与支払明細書から、平成17年8月4日支給の賞与額は38万5,000円、同年12月10日支給の賞与額は39万円、18年8月11日支給の賞与額は38万5,000円であることが確認できる上、17年8月4日支給の

賞与に係る厚生年金保険料控除額については、賞与額に相当する標準賞与額に基づく保険料よりも高額な保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる一方で、同年12月10日及び18年8月11日支給の賞与に係る厚生年金保険料控除額については、賞与額に相当する標準賞与額に基づく保険料よりも低額の保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、平成17年8月4日は38万5,000円、同年12月10日は36万1,000円、18年8月11日は38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったこと、及び当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していなかったことを認めていることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から5年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月から5年6月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の免除記録が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、申立期間の平成3年*月当時は学生であったことから、国民年金保険料を納付する経済力がないため、A市役所に出向き申請免除手続を行った。その後、毎年3月に同市役所に出向き申請免除手続を行っていたのに、申立期間が申請免除ではなく未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に到達した平成3年*月当時は学生であったことから、A市役所に出向き申請免除手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は5年8月ごろにB社会保険事務所(当時)で払い出されたことが推認でき、この時点では、申立期間の申請免除手続を行うことができなかったものと考えられる。

また、オンライン記録により、申立人が初めて申請免除手続を行ったのは、平成5年8月6日であることが確認でき、同年7月から6年3月まで免除承認されていることに不自然な点は見当たらない。

さらに、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、申立期間に申請免除を行ったことを示す関連資料は無く、ほかに申請免除を行ったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

新潟国民年金 事案 1068 (事案 371 及び事案 843 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 2 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月から 61 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、市役所又は金融機関において納付し、毎年、確定申告において、納付した保険料額を社会保険料控除欄に計上してきた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立て(申立期間は昭和 56 年 12 月から 61 年 3 月まで)については、申立期間前後の期間に係る国民年金保険料の領収書及び確定申告書控をすべて所持しているにもかかわらず、申立期間について国民年金保険料の領収書及び確定申告書控等を所持していない上、納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 10 月 23 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、前回の申立てについては、申立人から新たに昭和 56 年の確定申告書控が提出されたことに伴い、当該確定申告書控の社会保険料控除欄に記載されている国民年金保険料の支払額が昭和 56 年 2 月から 57 年 1 月までの期間の保険料額と一致するとして、当初の申立期間のうち 56 年 12 月及び 57 年 1 月の期間についてのみ、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 10 月 15 日付けで年金記録の訂正が必要であるとする通知が行われている。

申立人は、前回の決定内容のうち、記録訂正の認められなかった期間(昭和 57 年 2 月から 61 年 3 月まで)について、市役所又は金融機関において保険料を納付し、毎年、確定申告において納付した保険料額を社会保険料控除欄に計上してきたと繰り返し主張しているが、申立人から新たな資料の提出は無い上、

申立人が確定申告書の作成を依頼した税理士事務所においても申立期間に係る税務資料等を保存していないことなど、委員会の前回の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月21日から9年11月17日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社（現在は、B社）C営業所に勤務していた申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

平成6年9月から8年8月までは、マンション「D」の管理人として週3日、また、8年9月から11年3月まではマンション「E」の管理人として週5日、それぞれ9時から17時半まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立期間当時、A社において厚生年金保険に加入していることが確認できる同僚二人の証言及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社は、「申立期間における申立人の厚生年金保険料控除に係る資料は保管されておらず、当時の事務担当者の所在も不明であるため、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについては不明である。ただ、週30時間未満の勤務形態の者は、厚生年金保険には加入させていなかったと思われる。」と回答している上、当時のA社C営業所の事務担当職員も、「週30時間未満の勤務形態の者は、厚生年金保険や健康保険には加入させておらず、雇用保険のみ加入させていた。」と証言している。

また、申立期間のうち平成6年9月21日から8年8月31日までの期間について、申立人は週3日の勤務形態であったとしており、雇用保険においても、短時間労働被保険者（週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者）として加入していることが確認できるところ、上記同僚が保管する「F一覧表」にお

いて、勤務形態が週 30 時間未満であることが確認できる複数の同僚について、いずれの者についても、A 社において厚生年金保険被保険者資格を取得している者はおらず、勤務形態が週 30 時間未満である者については、同社では厚生年金保険に加入させない扱いであったことがうかがえる。

さらに、申立期間のうち平成 8 年 9 月 1 日から 9 年 11 月 17 日までの期間について、申立人は週 5 日の勤務形態であったとしており、上記 F 一覧表の記載内容及び同僚の証言から、週所定労働時間が 30 時間以上の勤務形態であったことがうかがえるが、雇用保険においては、短時間労働被保険者として加入していることが確認でき、厚生年金保険被保険者記録が無い。

一方、当時、A 社に勤務していた申立人の妻は、上記 F 一覧表の記載内容及び同僚の証言から、週所定労働時間が 30 時間未満の勤務形態であることがうかがえるが、同社において、雇用保険に一般被保険者（週所定労働時間が 30 時間以上の者）として加入しており、厚生年金保険被保険者となっていることが確認できる。

このことについて、上記事務担当職員は、「夫婦で事業所における厚生年金保険の加入対象とする扱いが誤っているのではないか。」と証言している上、申立人も、「当時の C 営業所長から、『どうせ同じ一つの家庭なのだから、どちらが入っていてもいいだろう。』と言われたことを記憶しているが、厚生年金保険の扱いが、夫婦で逆になっていることを指して言っていたと思う。」と証言していることから、A 社における厚生年金保険の加入対象とする取扱いが、申立人とその妻で、誤ってなされていたと推認され、厚生年金保険及び雇用保険について、同社においてその加入対象等を誤って扱われた申立人の給与から、厚生年金保険の保険料が控除されていたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月から 44 年 4 月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社B支所（現在は、C社D支店）に勤務していた申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間当時、A社B支所に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された辞令の写し及び同社の回答から、申立人が、申立期間のうち、昭和 43 年 12 月 21 日から 44 年 4 月 20 日まで、A社B支所に正社員として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C社は、「申立人は、当社が保管する辞令から、昭和 43 年 12 月 21 日から 44 年 4 月 20 日までの期間は正社員であったことは確認できるが、それ以外の資料が無いため、申立期間当時における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等の状況については不明である。」と回答している。

また、C社D支店の事務担当者は、「申立期間当時のことは不明であるが、現在は、中途採用者が採用試験に合格し正社員になった際は、見習期間を設けている。」と証言している。

さらに、申立人が名字を記憶している同僚は、「当時、中途採用者には3か月程度の見習期間があった。」と証言しているところ、オンライン記録から、申立期間当時、A社E支所において厚生年金保険に加入していることが確認できる同僚で、その生年月日から中途採用者であることがうかがえる者のうち、上記同僚を含めた3人はいずれも、「見習期間中は、厚生年金保険に加入していなかった。」と証言していることから、同社は、正社員の見習期間について

は、必ずしもすべての者を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

一方、申立期間のうち、昭和43年5月から同年12月20日までの期間について、オンライン記録から、同年4月に、A社E支所において厚生年金保険に加入していることが確認できる同僚が、「申立人は私より1か月ほど後に入社してきたような気がするが、当時は、アルバイトとして勤務していたと思う。」と証言している一方、申立人が当該期間において、同社B支所に勤務していたことを証言する同僚はほかに見当たらない上、C社は、上記辞令以外の申立人に係る資料を保管していないことから、当該期間において、申立人が正社員として勤務していたことは確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月 1 日から 45 年 4 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかったため、社会保険事務所(当時)に照会したところ、やはり、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

私は公共職業安定所の紹介で、A 県 B 市の C 駅の近くにあった D 社 E 事業所に就職したが、当時、私が住んでいた従業員寮に封書が届いたことがあり、今もその封筒を保管しているので、確かに当該事業所に勤務していた。

この間、厚生年金保険に加入していたと思うので、調査して、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた封筒に書かれた宛先及び申立人に係る戸籍の附票から、申立人は申立期間当時、D 社 E 事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は、「D 社 E 事業所には、季節労働者として勤務した。」と申し立てしているところ、D 社は、「現在、当社に保管されている資料では申立人の記録が確認できず、また、季節労働者の社会保険加入の取扱いに関する当時の資料も保管していないことから、保険料の控除等については不明である。」と回答している上、同社が加入する F 基金も、「申立人の氏名及び生年月日から、申立人の記録は確認できない。」と回答していることから、申立人の厚生年金保険料の控除の状況について確認できない。

また、申立期間当時、D 社 E 事業所において、人事部門に勤務していたとする 2 人の元従業員は、「当時、D 社 E 事業所には、季節労働者が大勢、勤務していたが、厚生年金保険に加入させていたかどうかは分からない。」と証言し

ている上、オンライン記録から、申立期間当時、当該事業所において、厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員で、当時の勤務形態について照会した8人のうち7人は、「正社員として勤務していた。」、「臨時社員ではなかったと思う。」と証言していることから、当該事業所は、申立期間当時、季節労働者を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月から平成 2 年 6 月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が、当時の給与額 65 万円に基づく標準報酬月額より低額となっていた。

前社長であった父の死亡により事業及び社長職を引き継いだ。父には 65 万円以上の給与が支給されていたが、当時自分は若かったので、給与は 65 万円であったと記憶しているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時は、代表取締役をしており、当時の給与は、65 万円だった。」と申し立てているところ、A社の商業登記簿謄本により、申立期間当時に同社の代表取締役であったことが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間当時の厚生年金保険料控除を確認できる給与明細書等を保管しておらず、A社は、「当時の資料は無く、給与額や保険料の控除額については不明である。」と回答していることから、申立てどおりの給与の支給及び保険料控除について確認することができない。

また、オンライン記録において、申立期間における申立人の標準報酬月額について遡及訂正等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年ごろまで
② 昭和 26 年ごろから 32 年ごろまで
③ 昭和 43 年 7 月 15 日から 46 年 3 月 26 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間①、②及び③が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かり、社会保険事務所(当時)に照会したところ、やはり、いずれの申立期間も厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

いずれの申立期間についても、申立ての事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと思うので、給与明細書等の資料はないが、厚生年金保険被保険者期間として認めて欲しい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の妻が記憶しているA社の申立期間①当時の所在地は、オンライン記録から、同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の元従業員の証言と一致することから、申立人が同社に勤務していた可能性は否定できない。

しかしながら、A社の元事業主及び元役員はいずれも、「当時の資料は残っていないため、申立人がA社に勤務していたかどうかは不明である。」と回答している上、オンライン記録から、同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の元従業員に照会したが、いずれの元従業員も、「申立人を記憶していない。」と証言していることに加え、同社は既に廃業し、当時の事業主も亡くなっていることから、申立人の勤務実態及び厚生年

金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、A社は、昭和24年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

- 2 申立期間②について、申立人の妻が記憶しているB社の申立期間②当時の所在地は、同社の商業登記簿謄本に記載された所在地と一致することから、申立人が、B社に勤務していた可能性は否定できない。

しかしながら、B社は既に廃業しており、当時の事業主も亡くなっている上、同社の元役員は所在が不明であり、証言を得ることができないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B社廃業後、同社の元従業員が、「B事業所」を経営しているが、当該元従業員は、「私は、B社に昭和37年ごろから46年間勤務したが、同社は厚生年金保険に加入しておらず、私も含め、従業員は全員厚生年金保険に加入していない。」と証言しており、事実、オンライン記録によれば、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていたことが確認できない。

- 3 申立期間③について、C社の元事業主が、「私が幼少のころのことで、下の名前までは記憶していないが、Dさんと言う方が店に在籍していた記憶がある。」と証言している上、オンライン記録から、同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる元従業員は、「私は、昭和30年ころから57年9月ごろまで、C社で勤務した。勤務期間までは覚えていないが、申立人のことは知っている。」と証言していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記元事業主は、「C社は数年前に廃業し、当時の資料は何も残っていない。」と回答している上、当時の事業主も亡くなっていることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、C社は、昭和49年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③当時は適用事業所ではなかったことが確認できる上、上記元従業員は、「C社が厚生年金保険に加入する昭和49年以前は、国民健康保険に加入していた。」と証言し、オンライン記録から、同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる別の元従業員は、「私は、昭和44年ごろから7年ほどC社で勤務したが、49年9月より前に、会社から健康保険証をもらった記憶は無い。」と証言している。

- 4 申立人は、いずれの申立期間においても事業主により給与から厚生年金保

険料を控除されていた具体的な記憶が無く、いずれの申立期間についても厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、いずれの申立期間についても、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月 16 日から同年 9 月 16 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間が、厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間は、営業職として勤務し、厚生年金保険料は給与から控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された従業員名簿から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人は当時の同僚を記憶していないことから、オンライン記録により、申立人と同日の昭和 57 年 9 月 16 日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる従業員 3 人に申立人の勤務実態を照会したところ、回答のあったそのうち 1 人は、「当時、入社後、2 か月の試用期間があり、当該期間中は厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

また、昭和 57 年 9 月 20 日に資格を取得したことが確認できる一人も同様に入社後 2 か月の試用期間があったことを証言している。

これらのことから判断すると、A社では、従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、採用してから一定期間経過後に加入させていたと考えられる。

また、B社から提出された従業員名簿には「入社日 1982/07/16」と記載されており、B社が加入する厚生年金基金加入台帳においては「入社年月日

5・57・7・16」、「加入員資格取得年月日 5・57・9・16」と記載されていることが確認できる。

さらに、B社は、「申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除及び資格取得、喪失に係る届出の有無等については不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A市役所に勤務した申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

昭和 58 年 8 月 1 日から B 施設で、同年 9 月 1 日から C 施設で、いずれも臨時職員として正職員と同様の勤務条件で働いていたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された雇用通知書及びA市役所から提出された臨時職員雇用（更新）伺書から、申立人が、申立期間のうち、昭和 58 年 8 月 1 日から同年 8 月 11 日までの期間及び同年 8 月 12 日から同年 8 月 31 日までの期間は、B施設において、同年 9 月 1 日から同年 9 月 24 日までの期間は、C施設において、それぞれ期間雇用臨時職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B施設及びC施設を運営しているA市役所は、「申立人は、申立期間当時、正規職員による病気休暇の取得と当該休暇取得の延長及び年次有給休暇の取得に伴う欠員補充で雇用したが、当市とは常用的使用関係になく、厚生年金保険に加入させていない。したがって、申立人の給与から厚生年金保険料は控除していないし、申立人の申立てどおりの届出及び保険料納付は行っていない。なお、申立期間後、当市において厚生年金保険に加入している期間については、申立人は、正規職員の退職に伴う欠員補充として勤務したものである。」と回答している。

また、申立人から提出された雇用通知書の記載によると、申立人が期間雇用臨時職員として勤務していた上記期間については、1か月以内の期間を雇用契

約期間として定め、その期間が連続した結果であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、1か月以内の雇用契約期間が連続し、その結果、申立人の申立期間については合計約2か月の期間となったものの、それぞれの期間について、雇用契約を結ぶ際の雇用契約期間はいずれも、1か月以内と短期間であることと、上記、A市役所の回答を合わせて考えると、申立人の申立期間について、同市役所は厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月から 46 年 8 月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、A社から、「職員として勤務してほしい。」と言われたことを記憶しており、B国民健康保険組合に加入し、厚生年金保険にも加入していたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「自分は職員として、A社に勤務していた。」と申し立てているが、申立人が、A社において職員として勤務していたとして氏名を挙げる同僚4人、及びC県D村（現在は、C県E市）から、一緒に出稼ぎに行ったとして氏名を挙げる同僚2人はいずれも、申立人について、「A社の下請の現場労働者として勤務していた。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人は、同社が請け負った現場において、その下請の現場労働者として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が、A社において職員として勤務していたとして氏名を挙げる上記同僚4人はいずれも、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、その氏名が確認できるところ、このうち3人は、「申立人はA社の職員ではなかった。」、「申立人は私たちとは雇用形態が違う。」、「申立人は職員ではないので厚生年金保険に加入していないはずである。」と証言している。

また、申立人が、D村から一緒に出稼ぎに行ったとして氏名を挙げる上記同僚二人はいずれも、「申立人と一緒に同じ仕事をしていた。」と証言しており、

このうち一人は、「申立人と同じ立場であったと思う。」と証言しているところ、オンライン記録において、当該同僚二人にはいずれも、A社における厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

さらに、A社で職員として勤務していた上記同僚のうち1人は、当時の従業員数について、「申立人のような下請現場労働者も含めれば、F港の現場だけで100人ぐらいいた。」と証言しているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間中に、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得している者は14人しか確認できず、この14人のうち所在が確認できた6人に照会したところ、全員が、「自分はA社の職員であった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、A社は、同社の下請の現場労働者については、厚生年金保険に加入させていなかったものと推認できる。

加えて、オンライン記録によれば、A社は、昭和44年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同日より前の期間については適用事業所ではなかったことが確認できるところ、同日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる11人のうち8人は、それ以前の期間について、元請会社であるG社において厚生年金保険に加入していることが確認できることから、A社が、同日前の期間において、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 5 月 1 日から 28 年 12 月 20 日まで
② 昭和 33 年 7 月 1 日から 42 年 6 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間①及び②のすべての期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることが分かった。

A社に勤務していた昭和 37 年 10 月ごろに、結婚するために退職したい旨を同社に申し出たところ、引き留められ、その際に、同社から脱退手当金の説明を受け、同社在職中に、同年 10 月までの厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受け取り、そのまま継続して同社に勤務した。

しかし、昭和 37 年 11 月から 42 年 5 月までの厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に勤務していた昭和 37 年 10 月ごろに、結婚するために退職したい旨を申し出たところ、同社から『このまま継続して勤務してほしい。ただし、結婚により、名字を変更する必要があるが、名字を変更するには、いったん、厚生年金保険を解約する必要がある。』と言われて、脱退手当金の説明を受け、結婚祝い金と一緒に脱退手当金を受給した。」と主張しているところ、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、昭和 38 年 5 月 30 日に氏名変更されていることが確認できるものの、申立期間当時の脱退手当金の受給要件は、「第 2 種被保険者（女子）の場合、厚生年金保険被保険者期間が 2 年以上の者が資格喪失したとき。」とされており、申立人は、37 年 10 月当時も引き続いて 42 年 6 月 1 日の資格喪失まで、A社において厚生年

金保険に加入していたことから、当該時点において、脱退手当金を受給することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ昭和42年8月18日に回答したことが記録されている上、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されていることが確認できるとともに、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の同年9月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

さらに、申立期間と申立期間後に厚生年金保険に再加入した被保険者期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号となっており、脱退手当金を受給したために別番号が払い出されたものとするのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 5 月 1 日から 55 年 5 月 29 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間中の標準報酬月額について、国（厚生労働省）の記録と自分の記憶に相違があることが分かった。

A社に勤務していたときは、その給与が毎年5月に1万円ずつ昇給し、同月から、昇給後の給与に相当する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が、給与から控除されていたと思うので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に勤務していたときは、その給与が毎年5月に1万円ずつ昇給した。」と申し立てているところ、A社の事業主及びオンライン記録から同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員一人は、いずれも、「5月が昇給月だった。」と回答していることから、同社における昇給月は5月であったことが推認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間当時の厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等を保管していない上、A社の事業主は、「申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除したか否かについては、資料の保管も無いことから不明である。」と回答していることから、申立期間における厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、従業員の報酬額と標準報酬月額に2等級以上の差が生じた場合には、標準報酬月額の随時改定が行われることとなる。上述のとおり、A社の昇給月が5月であるとした場合、その随時改定は8月に行われることとなるが、オン

ライン記録から、同社における申立人に係る標準報酬月額の随時改定5回のうち4回は、8月に行われていることが確認できることから、申立人の記録に不自然な点は見られない。

さらに、オンライン記録から、A社において厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員で、上記従業員1人を含む5人のうち連絡のできた4人はいずれも、「A社において厚生年金保険に加入していた期間の標準報酬月額について、『ねんきん定期便』に記載された額に疑問な点は無かった。」と証言している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月から30年9月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A事業所に勤務した申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

昭和29年6月から30年9月までA事業所に勤務し、給料から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、A事業所において厚生年金保険に加入していたことが確認できる同僚が、「自分は中学校卒業直後の昭和29年4月から、A事業所で勤務していたが、申立人はその2か月後に入社したと思う。」と証言していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録により、申立期間中にA事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上記同僚は、「A事業所に入社した当時は、見習いだから厚生年金保険には入れないと会社に言われたことを記憶している。」と証言しているところ、オンライン記録によれば、当該同僚は、当該事業所において、採用後約1年9か月が経過した昭和31年1月に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、別の同僚は、「中学を出たばかりの従業員は、半年から1、2年経ってから加入させていた。」と証言している。

これらのことから判断すると、当該事業所では、申立期間当時、必ずしもすべての従業員を採用と同時に、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立期間に係る社会保険事務所(当時)の記録が失われたとは考え難い。

さらに、A事業所は既に解散し、当時の事業主も亡くなっていることから、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

加えて、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 8 月 1 日から 14 年 7 月 31 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受けていた給与よりも低額になっていることが分かった。

そのような給与額になったことはないので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、A社の事業主は、「当時の関係資料は保管していないため、保険料控除等については不明である。」と回答している上、申立人は、当時の給与明細書等を保管していないことから、申立人の申立てどおりの給与の支給及び保険料控除について確認することができない。

一方、事業主は、「平成 10 年ごろから、会社の経営状態が悪化し、厚生年金保険料の支払いが困難になっていた。」と証言しているところ、商業登記簿謄本から、申立人は申立期間中、A社の取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「平成 10 年秋ごろ、社会保険事務所（当時）から連絡があり、滞納していた保険料を納付するための手段として、標準報酬月額の引き下げを提案された。自分が書類に記載し、社印を押して手続をした。」と主張しており、当時の事務担当者は、「申立人も社印を使用していたと思う。」と証言していることから、申立期間の標準報酬月額は、同社の取締役である申立人自身が、社会保険事務所に届け出たものであると推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月15日から同年11月25日まで
② 昭和47年4月から同年11月20日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間①及び②が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間①及び②については、公共職業安定所の紹介で、A事業所の下請事業所に勤務したため、労働保険や社会保険に加入していたはずである。

調査の上、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①及び②中は、A社の下請事業所で勤務し、B県C地方にあったD建設工事の周辺事業であるEを設置する工事に従事していた。」と主張している。

しかし、申立人に当該下請事業所の名称、所在地及び工事名の記憶は無く、一緒に作業をしていた同僚の氏名も記憶していないことから申立人の勤務実態について確認することができない。

また、A社に該当工事の有無及び詳細を照会したところ、「申立てに該当する工事は、『昭和46年度F地区G』に係る工事だと考えられるが、関係書類は廃棄されており、下請業者については分からない。」と回答している上、B県H局は、「『昭和46年度F地区G』工事は3工区に分かれており、その中の1工区をA社が受注した記録はあるが、関係書類は保存年限を過ぎており保管していないことから、下請業者については分からない。」と回答していることから、申立人が申立期間①及び②に勤務していた事業所を特定することができず、申立人の勤務実態を確認することができない。

さらに、申立人は、「申立期間①及び②当時、健康保険証は I 村役場（当時）から受け取ったものを持参した。」としており、勤務した事業所から健康保険証を交付された記憶は無い。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①及び②において国民年金に加入し、保険料を納付していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。